

(知的障害者更生施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)

第6条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(知的障害者更生施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)

第6条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定管理者条例」という。）第5条第1項第1号及び第3項の規定により、指定管理者条例第3条及び第4条の規定によらず、鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者の選定の特例) 第4条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号） <u>第6条第1項</u>	(指定管理者の選定の特例) 第4条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号） <u>第5条第1項</u>

第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立武道館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、鳥取県立武道館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

4 鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号) <u>第6条第1項第1号</u>及び<u>第3項</u>の規定により、同条例<u>第4条第1項</u>及び<u>第5条</u>の規定によらず、鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>	<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号) <u>第5条第1項第1号</u>及び<u>第3項</u>の規定により、同条例<u>第3条</u>及び<u>第4条</u>の規定によらず、鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>

(鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の選定基準)</p> <p>第5条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定 手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第4条第1項</u> の規定による申請があったときは、同条例第5条第1号から第3 <u>号までの基準</u>によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を 行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(指定管理者の選定基準)</p> <p>第5条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定 手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第3条の規定</u> による申請があったときは、同条例<u>第4条第1号から第3号まで</u> の基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うも のとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

6 鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第6条第1項第1号</u>及び<u>第3項</u>の規定により、同条例第4条第1項及び<u>第5条</u>の規定によらず、研修所の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>	<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第5条第1項第1号</u>及び<u>第3項</u>の規定により、同条例<u>第3条</u>及び<u>第4条</u>の規定によらず、研修所の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>

(鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

7 鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第6条第1項第1号</u>及び<u>第3項</u>の規定により、同条例<u>第4条第1項</u>及び<u>第5条</u>の規定</p>	<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第5条第1項第1号</u>及び<u>第3項</u>の規定により、同条例<u>第3条</u>及び<u>第4条</u>の規定によら</p>

によらず、県民文化会館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

ず、県民文化会館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

8 鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例(平成7年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者の選定の特例) 第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号) <u>第6条第1項第1号</u> 及び <u>第3項</u> の規定により、同条例 <u>第4条第1項</u> 及び <u>第5条</u> の規定によらず、童謡館の指定管理者の候補者を選定するものとする。	(指定管理者の選定の特例) 第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号) <u>第5条第1項第1号</u> 及び <u>第3項</u> の規定により、同条例 <u>第3条</u> 及び <u>第4条</u> の規定によらず、童謡館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

9 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下

線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第6条第1項第1号</u>及び<u>第3項</u>の規定により、同条例<u>第4条第1項</u>及び<u>第5条</u>の規定によらず、交流館の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>	<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第5条第1項第1号</u>及び<u>第3項</u>の規定により、同条例<u>第3条</u>及び<u>第4条</u>の規定によらず、交流館の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>

(鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

10 鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第6条第1項第1号</u></p>	<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第5条第1項第1号</u></p>